

令和5年度第4回

京都地方最低賃金審議会

令和5年8月28日(月)午前9時30分～午前10時30分

京都労働局6階会議室

【議事次第】

- 1 京都府最低賃金の改正答申に対する異議の申出について
- 2 その他

【提出資料】

- 1 令和5年度 京都府最低賃金の改正決定に係る京都地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)(写) p. 1
- 2 全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました p. 8



京労発基 0828 第 1 号
令和 5 年 8 月 28 日

京都地方最低賃金審議会

会長 岩永 昌晃 殿

京都労働局長
赤松 俊彦



令和 5 年度 京都府最低賃金の改正決定に係る京都地方最低賃金
審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、京都地方労働組合総評議会、全日本建設交運一般労働組合京都府本部、全労連・全国一般労働組合京都地方本部及びユニオンネットワーク・京都から、別添のとおり、最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。



2023年8月25日

京都労働局
局長 赤松 俊彦 様

京都地方労働組合総評議会
議長 梶川 憲

異議申出書

最低賃金法第11条第2項に基づき、2023年8月10日に京都地方最低賃金審議会から貴職に答申された最低賃金の改正金額に関して、以下の通り異議申出を行います。

なお、今答申で、「業務改善助成金については、中小企業・小規模事業者に対する助成制度としては極めて不十分」とし、「中小企業支援施策については、運用面等、各地域の自主性に任せるのではなく、その財源の確保も含め、国をあげて検討、実行する必要があること」と明記されており、中小企業への抜本的支援策を政府に要求していることは評価し、その実現へ向けて積極的な役割を發揮いただくことを強く求めるものです。

【異議の内容】

現行968円を40円引き上げ1,008円とする金額について異議を申し出ます。最低賃金について、京都総評の最低生計費試算から早期に時間額1,500円以上へ到達することを求めます。

【異議の理由】

- (1) 物価高騰に見合う引き上げが最低限必要です。
- (2) 時間額1,500円以上が必要との結果を示した京都総評の最低生計費試算調査や、1万筆を超える京都総評「最低賃金1,500円への引き上げと中小企業支援の抜本的強化を求める」署名に寄せられた労働者の要求に基づき、抜本的な引き上げを求めます。
- (3) 地域循環型経済の実現にとって最低賃金の果たす役割がいつそう求められており、その観点からも大幅な引き上げを求めます。
- (4) 全国の最低生計費試算調査でも、出費科目の違いに相違があっても、必要な経費総額から時間額1,500円以上が必要との結果が出ており、全国一律の制度とするべきです。全国では、地域間格差を是正する意図で、目安答申額に上乗せする県が過半数を超えました。賃金の高低による労働力の流出・移動が生じていることから格差是正対策として、独自の上乗せ判断の再審議を求めます。

以上



2023年8月25日

京都労働局
局長 赤松俊彦 様

全日本建設交運一般労働組合京都府本部
書記長 早田武彦

異議申出書

最低賃金法第11条第2項に基づき、2023年8月10日に京都地方最低賃金審議会から貴職に答申された最低賃金の改正金額に関して、以下のとおり異議申出をおこないます。

【異議の内容】

労働者の生活費を踏まえた最低賃金の設定について、多くの調査をおこない、労働者の生活費を考慮した最低賃金の設定は、労働者の生活水準を改善するために不可欠であることが明らかにしました。しかし、最低賃金の引き上げは40円引き上げて1,008円でした。物価高を上回る引上げと小規模事業経営を支援する施策を同時に行うことです。最低賃金引き上げは、社会全体の生活向上の重要な施策であり、積極的に推進されるべきであり、時給1,500円以上の引上げを要求します。

【異議の理由】

1. 年金受給者の中で5万円以下の国民年金受給者が約2,000万人、働かなければ生活できない高齢者が今後ますます増えていきます。生活水準を維持するためには、十分な収入を保障する最低賃金の引き上げが必要不可欠です。それには、高齢者や低年金者の方々が生活できるようにするために、最低賃金引き上げを強く求めます。
2. 令和5年度第2回京都地方最低賃金審議会議事「(3)京都府最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者による意見について」で本会より陳述したように、パート・アルバイトで働く人々が経済的に困難な状況にあることを明らかにしました。彼らは最低賃金の引き上げが賃上げと直結しています。生活水準を維持・向上のためにも物価高を上回る最低賃金の引上げが必要不可欠です。彼らが直面している物価高を上回る賃上げ問題を軽視することない最低賃金の引き上げが必要です。
3. 最低賃金引き上げが小規模事業者にとって負担が大きくなるという問題について、中小零細企業を支援する施策を同時に行うことを提案しており、そのような企業に対する補助金や社会保険料減免、消費税減税などの措置を講じることができると考えています。小規模事業者を支援することは、経済成長にとっても重要であり、彼らの発展を妨げることはできません。それらの支援策を再度検討していただき、政府に対して意見書を提出することを求めます。

以上



2023年8月23日

京都労働局

局長 赤松 俊彦 様

全労連・全国一般労働組合京都地方本部

執行委員長 北尾 好雄

異議申出書

最低賃金法第11条第2項に基づき、2023年8月10日に京都地方最低賃金審議会から貴職に答申された最低賃金の改正金額に関して、以下の通り異議申出を行います。

なお、今答申で、「業務改善助成金については、中小企業・小規模事業者に対する助成制度として極めて不十分」とし、「中小企業支援施策については、運用面等、各地域の自主性に任せるのではなく、その財源の確保も含め、国をあげて検討、実行する必要があること」と明記されており、中小企業への抜本的支援策を政府に要求していることは評価し、その実現へ向けて積極的な役割を發揮いただくことを強く求めるものです。

【異議の内容】

現行の968円を40円引き上げ1,008円とする金額について異議を申し出ます。最低賃金について、全労連や京都総評の最低生計費調査から早急に時間額1,500円以上へ到達することを求めます。

【異議の理由】

- (1) 物価高騰に見合う引き上げが最低限必要です。
- (2) 週40時間労働で、年間約200万円の中、年金や健康保険及び各種税金を引かれ、今までにない物価上昇では到底人間らしく生活出来るレベルではないと考えます。その観点から1,500円が最低ラインであると考えます。
- (3) 学生や高齢者、特定の業種などで働く最低賃金近傍者は、ダブルワークや過剰な労働を強いられおり、その観点からも大幅な引き上げを求めます。
- (4) 自分がしたい業種でも、賃金が安く生活出来ないのが実態で、どの業種でも生活できる賃金への引き上げを求めます。
- (5) 大阪と接近している事業所では、人手不足は深刻で、みんな賃金が高い大阪に働きに行き、全国一律の制度とするべきです。地域間格差を是正する意図で、目安答申額を上乗せする県がB・Cランクで多くあります。賃金の高低によって労働力の流出・移動が生じていることから格差是正対策としての判断を求めます。



2023年8月25日

京都労働局長 赤松 俊彦 様

ユニオンネットワーク・京都

事務局 服部 恭子

連絡先 〒 601 - 8015

京都府京都市南区東九条上御霊町 64-1

アンビシャス梅垣ビル1F

TEL 075-691-6191

FAX 075-691-6145



京都地方最低賃金審議会の意見に対する 異議申出書

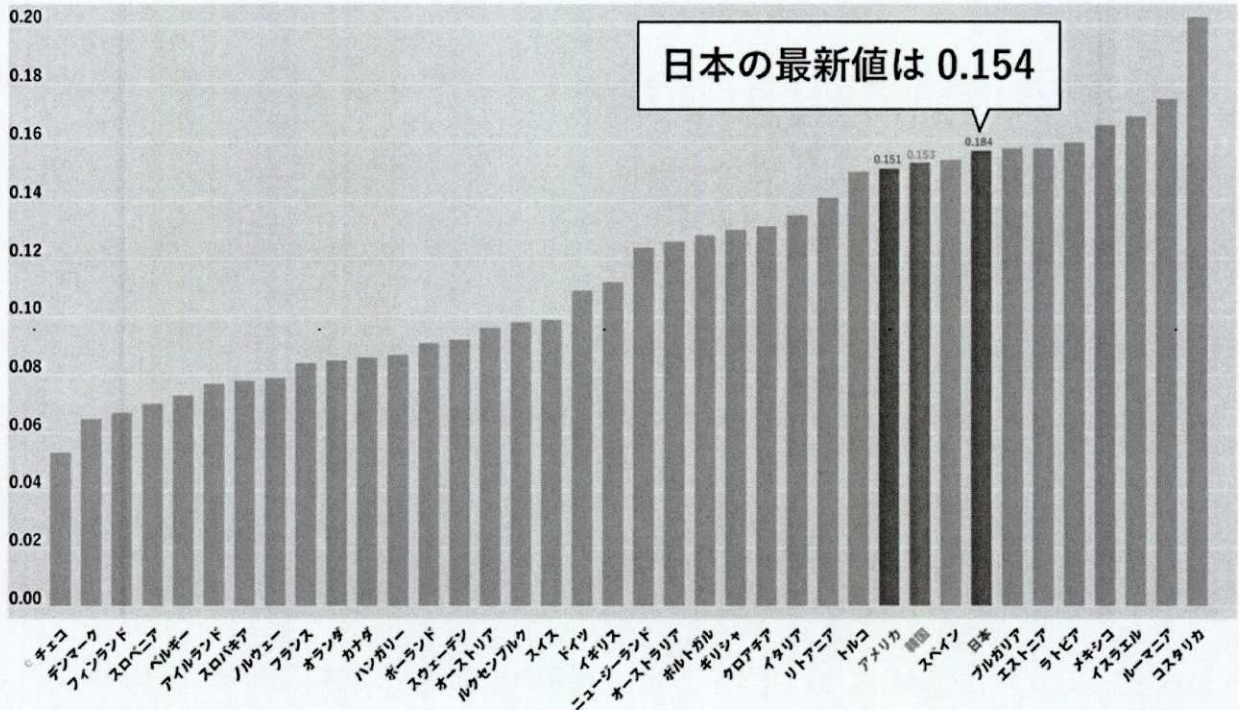
8月10日京都地方最低賃金審議会から提出された最低賃金改定の意見について異議を申し出ます。

1. 最低賃金を40円引き上げ1008円とする意見については低すぎます。
2. 地域間格差の是正から離れています。
3. 昨年来の物価上昇への対応もあるべき水準についても見えてこない意見です。

【理由について】

1. 京都府の最低賃金がようやく1000円を越えたことは評価しますが、最低賃金法第1条の「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上および事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」という目的には不十分で低すぎます。「毎月勤労統計調査」によれば昨年の正社員の平均労働時間は月162.3時間（時間外労働含む）でした。京都の答申1008円の時間単価で計算すると163,598円、12カ月で196万円です。ワーキングプアの水準としてよく言われる200万円にも届きません。正社員と同じだけ働いてもこの水準です。また200万円以下をワーキングプアと言い始めてからすでに何年も経っていますがこの間、物価は急激に上がっています。生活必需品などの「基礎的支出」で物価を見れば、2020年を100としたとき2023年では109.5と約1割上昇しています。ワーキングプアはより“プア”になっているのです。昨年の最低賃金改定が物価上昇に追いつかなかった結果、低所得層の家計は物価高に対応するために貯金の取り崩しや借金で対応することになり、今年の改定額答申ではその穴埋めもままなりません。私たちはこの約10年間、最低賃金1500円

以上を目標にしてきましたが、先進国の例を見れば1500円をはるかに上回る水準になっています。早急に1500円を実現する必要があります。日本の貧困率は15.4%（2021年）でOECD諸国の中でも最下位のグループになっています。最低賃金の引き上げによって貧困を減らすことができます。



- 今年、最低賃金のランクが4ランクから3ランクに変更され、地域間格差の是正が進むのではないかと期待が高まりました。残念ながら中央最低賃金審議会の目安の答申はこのような期待を裏切るものでした。中央審議会の公益委員見解では「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」と比率で引上げと言っていますが、Cランクの多くの地方で、またBランクでも一部、2円～8円目安額を超える答申が出されています。最高と最低の金額が開いていくことに対する地方からの異議申し立てが各地方の答申の結果に表れています。絶対額での格差是正が求められているのです。京都府で言えば、隣接の大阪府との差は2022年度の55円差から、さらに1円差が開く答申になっています。1円といえども差が開いていくことが問題なのです。京都も社会的人口増減では2020年の-0.15から2021年には-0.18と人口減少が大きくなっています。地域間格差の解消に向け全国一律最低賃金を実現すべきです。若い世代を中心とした人口流出が地方の人手不足と過疎化や荒廃を生んでいます。これは日本人だけでなく、技能実習生など外国人労働者にも当てはまります。人手不足の地方では外国人労働者も募集が困難です。
- 京都地方最低賃金審議会の答申では、年収の壁問題の本質的な改正と、中小企業・小規模事業者の支払い能力を補完する具体的な支援を国に求めています。中小企業支援策は、現実には最低賃金を引き上げていくために重要なポイントであると考えます。年収の壁問題は制度上の問題の解決は必要ですが、それ以上に、実質賃金が下がり続け、世帯所得も2019年の中央値437万円に対して2022年の中央値は423万円と下がっている現実の前では仕事に見合った大幅な賃上げが壁を超える動機になると思います。非正規雇用労働者の賃金が低すぎるのが最大の問題です。さらに、物価高騰

に追いつかない賃金がとりわけ低賃金労働者の生活破壊につながっている現実を最低賃金底上げで解決することを真剣に検討すべきです。1. で貧困率を述べましたが、各国とも「貧困撲滅」の努力を強力に行っています。日本の貧困率もわずかに改善はしていますが、諸外国の努力に劣っている結果、OECDの最下位グループになっているのです。最大の原因は低賃金の非正規雇用労働者が増加し、賃金全体の下向き圧力になっていることです。これを転換しない限り貧困は減少しません。最低賃金は生存権を支えるにふさわしい水準であるべきです。それは生活保護や年金、障がい者福祉にも大きな社会的影響を及ぼします。「いくら引き上げるのか」、「いくら支払えるのか」という観点からだけではなく、最低賃金のあるべき水準を定め、それを実現するためにどのような施策が必要なのかという角度からの本格的な検討が必要です。とりわけ中小企業・小規模事業が多く、日本の伝統産業を支える京都から、地域の現状を踏まえてそのような議論の先駆けとなることを強く求めます。また物価高騰は今後も続く可能性が高いです。ガソリン代の高騰はすべての商品の輸送コストに跳ね返ります。帝国データバンクが発表しているように食料品の値上げは昨年以上の数になっています。円安傾向も継続しており輸入品の価格はますます高騰します。このような状況が続いている中で、今回の改定を超える物価上昇（目安として4%以上）がある場合には、最低賃金法「第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。」に基づき、再改定の審議を速やかに開始することを求めます。

以上

報道関係者 各位

令和5年8月18日

【照会先】

労働基準局賃金課

課 長 篠崎 拓也

主任中央賃金指導官 友住 弘一郎

副主任中央賃金指導官 川辺 博之

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5546)

(直通電話) 03 (3502) 6758

全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から43円引上げの1,004円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和5年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7月28日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議して答申した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月中旬までの間に順次発効される予定です。

【令和5年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・47都道府県で、39円～47円の引上げ（引上げ額が47円は2県、46円は2県、45円は4県、44円は5県、43円は2県、42円は4県、41円は10都府県、40円は17道府県、39円は1県）
- ・改定額の全国加重平均額は1,004円（昨年度961円）※
※昨年度との差額43円には、全国加重平均額の算定に用いる労働者数の更新による影響分（1円）が含まれている（別紙の※3参照）
- ・全国加重平均額43円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・最高額（1,113円）に対する最低額（893円）の比率は、80.2%（昨年度は79.6%。なお、この比率は9年連続の改善）

（別紙）令和5年度 地域別最低賃金額答申状況

（参考）地域別最低賃金の改正手続の流れ

令和5年度 地域別最低賃金 答申状況

(別紙)

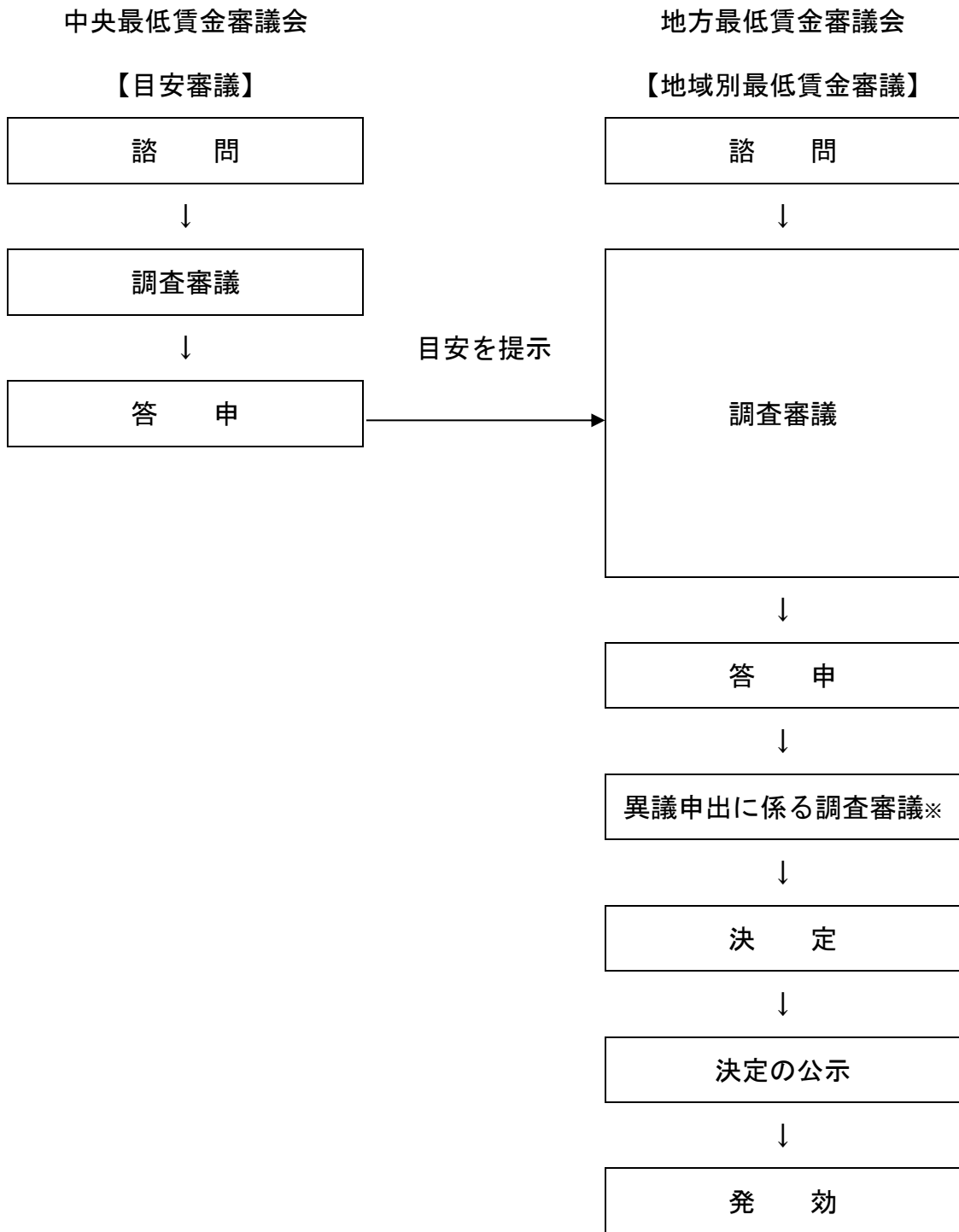
都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※2)
北海道	B	40	960 (920)	40		2023年 10月1日
青森	C	39	898 (853)	45	+6	2023年 10月7日
岩手	C	39	893 (854)	39		2023年 10月4日
宮城	B	40	923 (883)	40		2023年 10月1日
秋田	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月1日
山形	C	39	900 (854)	46	+7	2023年 10月14日
福島	B	40	900 (858)	42	+2	2023年 10月1日
茨城	B	40	953 (911)	42	+2	2023年 10月1日
栃木	B	40	954 (913)	41	+1	2023年 10月1日
群馬	B	40	935 (895)	40		2023年 10月5日
埼玉	A	41	1028 (987)	41		2023年 10月1日
千葉	A	41	1026 (984)	42	+1	2023年 10月1日
東京	A	41	1113 (1072)	41		2023年 10月1日
神奈川	A	41	1112 (1071)	41		2023年 10月1日
新潟	B	40	931 (890)	41	+1	2023年 10月1日
富山	B	40	948 (908)	40		2023年 10月1日
石川	B	40	933 (891)	42	+2	2023年 10月4日
福井	B	40	931 (888)	43	+3	2023年 10月1日
山梨	B	40	938 (898)	40		2023年 10月1日
長野	B	40	948 (908)	40		2023年 10月1日
岐阜	B	40	950 (910)	40		2023年 10月1日
静岡	B	40	984 (944)	40		2023年 10月1日
愛知	A	41	1027 (986)	41		2023年 10月1日
三重	B	40	973 (933)	40		2023年 10月1日
滋賀	B	40	967 (927)	40		2023年 10月1日
京都	B	40	1008 (968)	40		2023年 10月6日
大阪	A	41	1064 (1023)	41		2023年 10月1日
兵庫	B	40	1001 (960)	41	+1	2023年 10月1日
奈良	B	40	936 (896)	40		2023年 10月1日
和歌山	B	40	929 (889)	40		2023年 10月1日
鳥取	C	39	900 (854)	46	+7	2023年 10月5日
島根	B	40	904 (857)	47	+7	2023年 10月6日
岡山	B	40	932 (892)	40		2023年 10月1日
広島	B	40	970 (930)	40		2023年 10月1日
山口	B	40	928 (888)	40		2023年 10月1日
徳島	B	40	896 (855)	41	+1	2023年 10月1日
香川	B	40	918 (878)	40		2023年 10月1日
愛媛	B	40	897 (853)	44	+4	2023年 10月6日
高知	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月8日
福岡	B	40	941 (900)	41	+1	2023年 10月6日
佐賀	C	39	900 (853)	47	+8	2023年 10月14日
長崎	C	39	898 (853)	45	+6	2023年 10月13日
熊本	C	39	898 (853)	45	+6	2023年 10月8日
大分	C	39	899 (854)	45	+6	2023年 10月6日
宮崎	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月6日
鹿児島	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月6日
沖縄	C	39	896 (853)	43	+4	2023年 10月8日
全国加重平均			1004 (961)	43		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

※3 経済センサス(旧:事業所・企業統計調査)等の調査結果に基づいて、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の適用労働者数の更新を行っており、今年度の全国加重平均額の引上げ額には、労働者数の更新による影響分(1円)が含まれている

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催